

自 令和 7年 3月 6日

至 令和 7年 3月 17日

## 第 1 回 和木町議会定例会

令和7年第1回(3月)定例会  
令和7年第1回和木町議会定例会  
(令和7年3月6日)

○ 議事日程 別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 1号  
例月現金出納検査の結果について
2. 報告第 2号  
令和6年度和木町一般会計補正予算(第9号)に関する専決処分について
3. 諮問第 1号  
人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
4. 議案第 1号  
令和6年度和木町一般会計補正予算(第10号)
5. 議案第 2号  
令和6年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
6. 議案第 3号  
令和6年度和木町介護保険特別会計補正予算(第4号)
7. 議案第 4号  
令和6年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
8. 議案第 5号  
令和6年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
9. 議案第 6号  
令和6年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
10. 議案第 7号  
和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 1. 議案第 8 号  
和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 1 2. 議案第 9 号  
和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正  
する条例
- 1 3. 議案第10号  
和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例
- 1 4. 議案第11号  
和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び  
に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例
- 1 5. 議案第12号  
和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 1 6. 議案第13号  
和木町地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 1 7. 議案第14号  
令和7年度和木町一般会計予算
- 1 8. 議案第15号  
令和7年度和木町国民健康保険特別会計予算
- 1 9. 議案第16号  
令和7年度和木町介護保険特別会計予算
- 2 0. 議案第17号  
令和7年度和木町後期高齢者医療特別会計予算
- 2 1. 議案第18号  
令和7年度和木町簡易水道事業会計予算
- 2 2. 議案第19号  
令和7年度和木町公共下水道事業会計予算
- 2 3. 議案第20号  
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の  
減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれ  
に伴う規約の変更について

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明本光 弘	
3 番	津島宏 保	
5 番	嘉屋富 公	
6 番	上田丈 二	
7 番	中村充 子	
8 番	灰岡裕 美	
9 番	小林秀 嘉	
10 番	森脇明 美	副議長
11 番	兼本信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米本正 明	
副町長	田中雅 彦	
企画総務課長	渡邊良 平	
税務課長	坂本啓 三	
住民サービス課長	上村克 司	
都市建設課長	山下純 二	
保健福祉課長	鳥枝 靖	
教育長	重岡良 典	教育委員会
事務局長	松井敏 浩	〃

○会議に従事した職員

事務局長	吉岡 司
書記	田尾 恵

令和7年第1回(3月)定例会

- 議 長 和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願い出ておりますので、これを許可いたします。  
また携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようよろしくをお願いいたします。
- 議 長 ただいまから、令和7年第1回和木町議会定例会を開会します。
- 議 長 これより本日の会議を開きます。
- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により6番議員 上田丈二議員、7番議員 中村充子議員を指名します。
- 議 長 日程第2 諸般の報告を行います。  
先の定例会以後、1月28日～29日 東京で全国市議会議長会基地協議会総会が開催され私が出席しました。  
2月21日 山口市で山口県町議会議長会定例会が開催され、私が出席しました。  
また、同日、山口市で開催された町議会議員研修会に全議員が出席いたしました。  
その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますのでご了承願います。
- 議 長 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。  
議会運営委員会委員長 津島宏保議員。
- 議 長 津島議員。
- 津島議員 議会運営委員会からご報告いたします。

令和7年第1回(3月)定例会

町長より、本日3月6日に議会が招集されたことに伴い、2月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次の通り、申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております案件は、報告2件、諮問1件、議案20件、発議1件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に報告第1号、第2号、諮問第1号、議案第1号から議案第20号、発議1号までの議案説明と質疑を行い、報告第2号、諮問1号、発議1号の討論、採決まで行います。

10日は一般質問、11日は総務文教常任委員会、民生建設常任委員会を開催し、14日は広報広聴常任委員会を行います。

議案第14号から議案第19号、令和7年度予算案につきましては、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、12日、13日に予算特別委員会を行い、内容を審査することといたします。

最終日は3月17日で、討論、採決を行うこととします。

よって、本定例会の会期を、本日、3月6日から3月17日までの12日間とし、日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

皆様のご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 津島宏保

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月17日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間とすることに決定いたしました。

議 長 日程第4 行政報告について  
町長の報告を求めます。米本町長。

米本町長 みなさん、おはようございます。  
本日は行政報告といたしまして5件の事柄についてご報告申し上げます。

まず初めに、和木町と学校法人高水学園岩国短期大学との包括連携に関する協定の締結についてでございます。

去る2月26日、和木町役場にて「和木町と学校法人高水学園岩国短大との包括連携に関する協定」の締結式を開催し、岩国短期大学からは若本学長をはじめ、5名の方々のご出席をいただきました。

この協定は、和木町と岩国短期大学とが包括的な連携・協力のもと、教育、子育て、まちづくり、学術研究、人材育成等の分野において相互に協力し、個性豊かな地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として締結したものです。

岩国短期大学とはこれまでも様々な分野で協力をしており、双方が開催するイベントの参加・協力、和木こども園における学生の保育実習の受入れ、和木町総合戦略推進委員会への委員の就任などの連携を行っております。本協定を締結したことで、本町と岩国短期大学とで築いてきた良き関係をこれまで以上に深め、双方並びに地域社会の発展につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、和木町と学校法人高水学園岩国短期大学との包括連携

に関する協定の締結についての報告とさせていただきます。

次に、氏名の振り仮名の法制化についてでございます。

令和5年6月、戸籍法の一部改正を含む「マイナンバー法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。これまで、戸籍においては、氏名の振り仮名は記載事項とされておりませんでした。この法律の施行により、振り仮名が記載され公的に証明されることとなります。

施行日は本年5月26日で、施行日以降、和木町に本籍のある方へ、振り仮名確認のためのハガキを郵送いたします。ハガキに記載された振り仮名が誤っている場合は届出が必要ですが、正しい場合は、届出をすることなく戸籍に振り仮名が記載されることとなります。

この改正により、「行政のデジタル化基盤整備の促進」「本人情報としての利用」「各種規制の逸脱行為の防止」といった効果が期待される所です。

以上、氏名の振り仮名の法制化についての報告とさせていただきます。

3番目といたしまして、山口県学校安全表彰についてでございます。

令和6年度山口県学校保健・学校安全表彰で、和木こども園が「学校安全の部」で優秀賞に選ばれました。

令和7年1月9日、県庁で表彰式があり、園を代表して岸本園長が出席をいたしました。和木小学校、和木中学校でもすでに受賞しておりますが、こども園に関しましては、山口県初の受賞園であり、さらに、学校安全の部では、優良校を飛び越えての優秀校に選ばれたこともあり、とても名誉なことと考えております。

こども園では、組織的に継続的な安全教育を徹底しており、毎月の避難訓練では、日時を事前に告げず、様々な想定で訓練実施しており、どんな状況でも落ち着いて避難できるよう備え

ております。

また、警察官や地域の方々と園児が安全運転を呼び掛ける「スピードダウンキャンペーン」や消防組合と地元企業自衛消防隊の消防車両、こども園幼年消防クラブが行う「防火パレード」、園児と中学生が手をつないで避難する「園小中合同避難訓練」など、家庭や地域、年齢の違う生徒と連携をした安全教育を継続して実施をしております。

このような取組は、園からの便りに加え、広報わきや和木ちゃんねるなどでも紹介されており、町全体の防災力の向上に寄与していることが認められ、この度の受賞となったものでございます。

今後も、園児の安全に対する意識の向上はもとより、本町の安全、安心につながることを期待し、これからの取組を応援していきたいと考えております。

以上、山口県学校安全表彰についての報告といたします。

次に、和木町二十歳のつどいの開催についてですが、1月12日、文化会館で「和木町二十歳のつどい」を開催いたしました。対象者は今年度20歳となる和木町に住民登録がある方と和木小学校、和木中学校を卒業された方78名で、式典当日は華やかな振袖や凛々しいスーツに身を包んだ61名の方が参加をされました。

私からは、「皆さんは先の見通せない厳しい時代を生き抜いていかなければなりません。しかし、社会の変化に柔軟に対応し、多様な視点を持つことで生き抜いてもらえると確信をしております。」と激励をいたしました。

つどいの代表者からは、家族、地域の皆さまへの感謝の言葉、自身の体験から伝えたいこと、それからこれからの抱負などお礼の言葉として述べられ、その後、町民憲章の唱和が力強く行われました。

式典終了後、実行委員が準備した映像を映し出すと、出席者は、幼いころの自分たちの姿を懐かしんでいました。また、小学校、中学校時代の恩師もお招きし、和木町の未来を担う

若者の出発を心からお祝いしていただきました。

以上、和木町二十歳のつどいの開催についての報告とさせていただきます。

最後に、日米交流事業についてでございます。

1月11日、中国四国防衛局の主催により和木小学校で「新春日米交流書初め会」が開催され、米海兵隊岩国航空基地と和木町の子どもたち約30名が参加をいたしました。

はじめに書道教室「雅会(みやびかい)」のみなさんと岩国高等学校坂上分校神楽クラブのみなさんによるパフォーマンスが披露され、大きく書くと言われる大書と神楽が融合した圧巻の舞台に会場は大いに盛り上がりました。

パフォーマンスの鑑賞の後は、書道教室の皆さんの手ほどきを受けながら、岩国基地の子どもたちと和木町の子どもたちが一緒に筆をとり、思い思いの文字を書き上げました。書初め終了後は、日本の伝統的な遊びである、羽根つき、凧揚げ、巨大ダルマ落としなどを楽しむとともに、会の締めくくりは、日米の参加者の家族を含め、一堂に会した昼食会で交流を深めました。

この日書き上げられた大書を含む作品は文化会館ホワイエで展示を行い、多くの方々に鑑賞をいただきました。

また、2月1日には、岩国市民文化会館で、岩国航空基地及び和木町、岩国市、大竹市、周防大島町の児童、生徒が参加し、「日米交流合同コンサート」が開催されました。

このコンサートは、お互いの演奏の鑑賞や合奏を通じて、出演者だけでなく、その家族や地域住民の相互理解を図ることを目的として開催されたもので、日米の小学生から高校生が演奏や合唱を行いました。和木町からは和木中学校吹奏楽部のみなさんが参加し、本番当日だけでなく、事前の合同練習も含めて交流を深めてまいりました。

各学校の演奏の後、グランドフィナーレでは日米の児童、生徒全員が一つになったパフォーマンスで、音楽という言葉を通じ、会場全体が一体となり、日米の絆をより一層深めることができたと感じました。

以上、日米交流事業についての報告といたします。

以上で、本日の行政報告とさせていただきます。

議長 日程第5 報告第1号 例月現金出納検査の結果について  
監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金  
出納検査の結果の報告がありましたのでご了承願います。

議長 日程第6 報告第2号 令和6年度和木町一般会計補正予  
算(第9号)に関する専決処分について  
これを議題とします。執行の説明を求めます。  
渡邊企画総務課長。

渡邊企画  
総務課長 報告第2号 令和6年度和木町一般会計補正予算(第9号)  
に関する専決処分についてご説明いたします。

この報告は、昨年12月に可決された国の令和6年度補正  
予算で追加された「重点支援地方交付金」を活用して、物価  
高騰の負担感が大きい低所得者世帯を支援するため、「住民税  
非課税1世帯あたり3万円」、「住民税非課税世帯のうち、子育  
て世帯は子どもひとりあたり2万円を加算」という『総合経済  
対策給付金事業』を実施するにあたり、必要な予算措置を行う  
ため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書  
のとおり歳入歳出予算の補正をさしていただきましたので、  
同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるもので  
ございます。

2ページをお開きください。補正予算の概要といたしまして  
は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ23,482千円を  
追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4,593,173千円と  
するものでございます。

4ページ歳出からご説明いたします。費目ごとの詳細は12ページでございます。民生費 社会福祉総務費において、総合経済対策給付金として、合計2,040万円を事業実施に必要な事務費として、職員手当、消耗品費、通信運搬費、システム改修費を計上しています。

続いて戻りまして3ページ歳入についてご説明します。詳細は11ページでございます。款15国庫支出金の増額は、本事業実施の財源として交付されます「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を2,260万7千円増額、また、款19繰入金では、歳入歳出予算調整のため財政調整基金の繰入額を87万5千円増額しております。

この報告第2号時点での財政調整基金の残高は13億7,435万6千円になる見込みでございます。

続いて、5ページ第2表 債務負担行為補正についてご説明します。「振り仮名の法制化に伴う通知書作成業務」は、その期間を令和7年度、限度額を248万9千円とするものでございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

議長

報告第2号について、質疑を許します。  
なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧によろしくお願いいたします。  
質疑はありませんか。

議長

上田丈二議員。

上田議員

国からの物価高の高騰重点支援金ということで、速やかに実施された専決処分ということでなんですけれども、この給付金2,040万円に対しても非課税世帯に3万円、それから子ども世帯に2万円、非課税世帯には600人、子ども世帯では120人で2万円、2,040万ということで速やかに実施されたというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 はい、本事業におきましては、専決処分後にですね、担当が処理をいたしまして、本日、支給のお知らせ、口座がわかる方については支給のお知らせ、それから口座がわからない方については確認書ということで発送さしていただいて、予定と致しましては3月下旬頃にですね、支給予定ということになっております。

議長 よろしいですか。はい。  
他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

課長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議長 報告第2号 令和6年度和木町一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

課長 したがって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
これを議題とします。執行の説明を求めます。

田中副町長。

田中副町長

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在2期目の人権擁護委員として務めていただいております村上邦明さんの任期が令和7年6月30日を以って満了となります。

本議案は、引き続き村上邦明さんを人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき町議会の意見を求めるものでございます。

村上さんは、現在和木1丁目にお住まいで、年齢は45歳でございます。

村上さんの経歴につきましては、出生以来和木町での居住が長く、平成20年から安禅寺副住職、平成22年から安禅寺住職として現在に至っております。温厚で人望も厚く大変真面目な方であり、令和元年7月から人権擁護委員として活躍をいただいております。

また、和木町の教育推進にも熱意を持っておられ、中学校運営協議会委員やいじめ問題対策協議会委員、小学校PTA会長、昨年10月からは和木町教育委員会委員も務めていただいております。

地域の実情にも精通しておられる上、児童や障害者の人権問題等についても広く深い知識、理解があり、人権擁護委員としてご尽力いただけるものと確信をいたしております。

なお、任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間となります。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

諮問第1号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論が無いようですので、討論を終結し採決に入ります。

議長 本案については、原案に異議ない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、諮問第1号は原案に異議ない旨、答申することに決定いたしました。

議長 日程第8 議案第1号 令和6年度和木町一般会計補正予算(第10号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。  
渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 議案第1号 令和6年度和木町一般会計補正予算(第10号)についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ56,248千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,536,925千円とするものでございます。

今回の補正予算は、歳出各費目の減額補正が主なものですが、加えて昨年12月に可決されました国の令和6年度補正予算で追加された「重点支援地方交付金」を活用して、物価高騰の影響を受ける生活者を支援するために実施する『和木町生活

応援商品券事業』に必要な経費と、1月に内閣府により示された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用して『避難所環境改善事業』に取り組む上で必要な経費を計上、あわせて米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用した基金への積立を増額するなど、決算見込みに応じて予算額の調整を行なうものでございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の3ページ歳出からご説明申し上げます。費目ごとの詳細は25ページ以降にございます。

25ページ款1 議会費は決算見込みから視察研修の費用弁償を40万円減額しております。

款2 総務費は、職員給与費の減、それから庁舎の光熱水費250万円減額、減債基金積立金これは19,163千円の増額、土地開発公社貸付金600万円の減額、DX推進事業12,464千円の減額、大竹・和木川まつり花火大会補助金1,067千円を減額するほか、先ほど申しあげました『和木町生活応援商品券事業』を実施するための和木町商工会への業務委託費として17,520千円、町から発送する、その事業に当たって町から発送する封筒の印刷代及び郵便代等155万円を計上し、その他各項における決算見込みとあわせて、総務費全体で8,503千円を増額しております。

30ページからの款3 民生費では、介護給付費・訓練等給付費を3,817千円増額、玖珂地方老人福祉施設組合負担金を1,978千円増額する一方、敬老金2,159千円、老人福祉施設入所措置費210万円、児童手当1,082万円、委託保育事業2,919千円、和木こども園の職員給与費及び報酬等10,813千円の減額と特別会計への操出金の調整などにより、民生費全体では28,168千円の減額となっております。

35ページから款4 衛生費34,274千円の減額でございますが、予防接種委託料2,200万円の減額、妊婦健康診査委託料4,604千円の減額、及び検診委託料188万円の減

額、一般廃棄物リサイクル委託料200万円の減額などが主なものでございます。

37ページ 農林水産業費では、新規の農業就業者がいなかったため30万円の減額としております。

39ページ以降 款7 土木費につきましては、県営事業負担金4,569千円の増額、町道改良工事300万円の減額、飼育小屋等整備工事12,787千円の減額が主なもので、その他決算見込みに応じて12,351千円の減額としております。

41ページ以降 款8 消防費では、先程申し上げました「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、避難所の環境改善を図る目的で備品購入費を7,428千円増額しております。その他山口県防災行政無線再整備事業補助金、これは対山口県に支払うものですが、入札による和木町の負担額が確定したことによりまして235万円の減額、岩国地区消防組合負担金は県人事委員会勧告に伴う消防職員の給与改定等によりまして5,967千円の増額するもので、これらにより消防費全体では、10,575千円の増額としております。

41ページからの 款9 教育費では、地域振興事業助成基金積立金として11,263千円の増額、これは米空母艦載機部隊配備特別交付金を充当します。給食センターの光熱水費323千円の増額のほか、会計年度任用職員の報酬や給料、教育委員会所管施設の改修工事費や備品購入費等は決算見込みにより減額して、全体で167千円の減額としております。

戻りまして、1・2ページの歳入についてご説明します。

詳細は11ページ以降でございます。

町税2,536千円の増額でございますが、町民税、個人町民税の162万円の増額と、軽自動車税916千円の増額、こちらを行うものでございます。

款6、7款の7、款10、このあたりは、それぞれ交付確定通知に伴うもので、それぞれ増額としております。

13ページ、地方交付税、普通交付税がこれも確定に伴いまして、64,915千円の増額。

款12 交通安全対策特別交付金は今年度歳入予定がないということで、535千円の減額。

款14 使用料及び手数料は決算見込みに応じまして9,082千円の減額としております。

15ページからの国庫支出金ですが、全体で7,026千円の増額としております。児童手当国庫負担金9,202千円の減額、介護・施設訓練等給付費3,637千円の減額、デジタル基盤改革支援補助金501万円の減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金こちらは17,757千円の増額、米空母艦載機部隊配備特別交付金4,541千円の増額、消防費国庫補助金4,264千円の増額などによるものでございます。

17ページからの款16 県支出金でございます。全体で316万円の減額としております。介護施設訓練等給付費負担金1,818千円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金1,351千円の減額、多子世帯応援保育料等軽減事業費補助金119万増額が主なもので、その他は、各項におきまして決算見込み額によるものでございます。

款の18 寄附金でございますが、和木町商工会女性部からの寄附金110万円を増額計上しております。

19ページの下ですが、款19 繰入金139,289千円減額でございますが、歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を127,188千円の減額、健やか安心基金・地域振興事業助成基金・すくすくこども基金・公共施設等総合管理基金の各基金につきましても事業の決算見込みに応じて減額して、繰入を行うこととしております。

款21 諸収入702万円の減額は、町預金利子779千円の増額こちらは定期預金の運用によるものでございます。土地開発公社貸付金元金収入600万円の減額、自治宝くじ助成金2,123千円の増額、管外園児こども園受託費419万円の増額、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金7,362千円の減額などを行うものでございます。

款の22 町債2,210万円の減額につきましては、町営住宅整備事業債及び消防施設整備事業において、入札による事業

費確定などに伴い借入額を変更することによるものでございます。

次に、第5ページの2表 繰越明許費について、ご説明申し上げます。

和木町生活応援商品券事業1,907万円、避難所環境改善事業8,528千円、旧教育関連施設等解体撤去事業264万円、これらを翌年度に繰り越すものであります。

最後に、6ページ地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。

入札による事業費の減額などによりまして、各事業における借入れ限度額について、町営住宅整備事業債5,850万円から4,390万円に、岩国地区消防組合高規格救急車整備事業1,710万円から1,200万円に、山口県防災行政無線整備事業2,440万円から2,200万円にそれぞれ変更して借り入れるものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

なお、この議案第1号後、財政調整基金残高は15億154万4千円となる見込みでございます。

議長 本案に対する、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

議長 灰岡裕美議員。

灰岡議員 最初にですね、総務費の総務管理費 和木町生活応援商品券についての説明を求めます。

この度、国からの生活応援商品券、和木町は配布する事になったわけですが、どのような支援をする目的でこの商品券を取り上げたのでしょうか。理由を教えてください。

議長 渡邊課長。

渡邊企画  
総務課長 はい、これは先程議案の中でも説明いたしましたが、物価高騰対策として町民の生活支援の為の商品券、町民一人あたり3,000円を全町民に郵送により配布するという事業でございます。

議長 灰岡議員

灰岡議員 今、全町民に配布するという事をお伺いしましたが、配布方法等はこれまで何回かこういうふうな商品券の配布があったんですが、それと同様に行われるのでしょうか。それと手続きは必要なのでしょうか。最後にいつ配布が始まるのか時期を教えてください、お願いします。

議長 渡邊課長。

渡邊企画  
総務課長 はい、まず事業の実施予定時期からですが、4月から準備に着手しまして6月頃から配布の開始を予定しております。業務委託を和木町商工会さんをお願いするにあたりまして、3月いっぱいまでは商工会の方もなかなかお忙しいということで4月以降、で6月から配布開始予定としております。

それと町からですね、郵送によりましてまず対象者の方に事業の通知を行ないまして、後は商工会さんの方に業務委託という形をお願いする事になります。

議長 よろしいですか。  
他に質疑はありませんか。  
嘉屋富公議員。

嘉屋議員 ページ数で言えば42ページになります。  
消防費、これ備品購入費とあります。これの内訳、どういっ

た物をどんぐらい買ってという、どこにまたそれを置いておくのかそこまでお願いします。

議長 渡邊課長。

渡邊企画  
総務課長 はい、これは備品購入費としてまず数など申し上げますと、簡易ベッド60台、それからテント型パーテーション60張、自動ラップ式トイレ10台、トイレテント10台、ポータブル電源5台、それから小学校に階段昇降機、電動型と普通型を1台ずつ、ごめんなさい電動型を1台、それと普通の階段昇降機を1台、これを予定しております。

議長 えっどこに置くか。

渡邊企画  
総務課長 あっすいません。今申し上げた階段昇降機は和木小学校、普通型の昇降機は三井体育館、その他は各避難所に置く事を考えております。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 今ご説明を受けましたけど、例えば毛布等こういったものは十分にあるのでしょうか。項目入ってなかったんで。

議長 渡邊課長。

渡邊企画  
総務課長 こん中で毛布などはちょっと対象にならないので、今回はこの予算では買いません。

はい、数は十分にあると思います。

議長 他に質疑はありませんか。

津島宏保議員。

津島議員 48ページ 9款 教育費でございます。中段にスポーツ

少年団補助金35万円の減額とございます。この減額理由をお聞かせいただきたいと思います。

議長 松井教育委員会事務局長。

松井教育委員会事務局長 スポーツ少年団の補助金の減額でございますが、先般ございましたコロナ禍の影響により繰越額が残っております。その調整のため予算を使用しなかったと、部分がございますので、今回減額するものです。

また、バス借り上げ等々スポーツ少年団の団体がですね、少なく減少したというのも理由の1つでございます。

議長 いいですか。  
他にありませんか。  
上田丈二議員。

上田議員 32ページ民生費、3款民生費の障害者福祉費の介護給付費、訓練等給付費381万7千円の内容について伺いたいと思います。

議長 鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 はいこれ介護事業、福祉事業サービスをですね、使う方が1名増えたことと、それから就学のBというものがあるんですけど、その利用日数が増加したため増額するものでございます。

議長 よろしいですか。はい。  
他にございませんか。  
嘉屋富公議員。

嘉屋議員 はい、38ページになります。環境費の中で最後に一般廃棄物リサイクル委託料、マイナス200万とあります。これは

ただ単にごみが減ったというふうに考え、人口減でごみが減ったと考えてよろしいでしょうか。

議 長 上村課長。

上村住民サービス課長 はい、その通りでございます。

議 長 他にございませんか。  
上田丈二議員。

上田議員 すいません。38ページの農林水産業費 和木町新規事業農業者定着支援給付金30万円の減となっておりますけど、この理由についてお願いします。

議 長 上村課長。

上村住民サービス課長 はい、まずこの給付金制度でございますけど、新規就農を迎え入れる農業法人に対してですね、給料とか研修費を支援する給付金でございます。今回ですね、1つの法人が支給対象になっておりますけど、それ以外にもですね、もし出たときの為に予備計上しておりましたが、その今回新しく申請する法人が無かった事により減額しております。

議 長 暫時休憩します。

休 憩 9時 46分

再 開 9時 49分

議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
他に質疑はございませんか。  
灰岡裕美議員。

灰岡議員

国庫補助金の地域振興事業助成金 繰入金411万5千円が今回補正でマイナス計上になっております。同じく基金繰入金の地域振興事業助成金積立金が1,126万3千円計上されております。この財源は米空母艦載機部隊配備特別交付金と先程伺っておりますけれども繰入金のマイナスと積立金、基金積立金の金額と艦載機部隊の今回計上されている454万1千円、少し金額に差額が出てると思うんですがこの差額の理由が教えていただきたいです。お願いします。

議 長

わかりますか。ちょっと暫時休憩します。

休 憩 9時 50分

再 開 9時 56分

議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
執行の答弁を求めます。  
田中副町長。

田中副町長

はい、灰岡さんのご質問にお答えいたします。  
まず歳入16ページの一番下にあります米空母艦載機の歳入454万1千円につきましては、当初予算で米空母艦載機自体の歳入自体を2億5千万と歳入予算計上しておりましたが、今回それを全て正確な数字に改めたために約300万円の増額。あと下水会計の入札残がございましたので下水会計から残りの残額を一般会計に移しました、その結果が454万1千円ということでございます。

続きまして、歳入の繰入金、米空母艦載基金関係の健やか安心基金以下のそれぞれの基金の減額につきましては、それぞれの基金の決算見込に応じて減額をしているということでございます。

最後に歳出の、歳出42ページが一番下でございます地域振興基金の積立額につきましては、米空母艦載機部隊の関係の全ての事業の入札残等々を積み上げた結果これだけの残が出ましたのでこれを地域振興基金の方に積みたてようと、そしてこれからの地域振興基金に活用していきたいというものでございます。

議長 よろしいですか。はい。  
他に質疑はございませんか。  
上田丈二議員。

上田議員 40頁の土木費 県営事業負担金なんですけれども、急傾斜地崩壊対策事業負担金451万9千円なんですけれども、県が事業することに伴って町が負担する額ってということなんですけれども、この補助の箇所とこの負担率について伺いたいと思います。

議長 山下都市建設課長。

山下都市建設課長 この急傾斜の負担金についてですけれども、まず場所ということですので、あと今回この負担金については用地測量に対する負担金、こちらの方が5地区、あと工事に関する負担金が1地区となっておりますけれども、その中で和木地区についてが1ヶ所、こちらは東消防署の向かい側、約、なります。それとですね、瀬田地区が3ヶ所、こちらの方はですね、瀬田分館の近く、元遊園地、瀬田遊園地があったところですけど、そちらの山側からですね、旭ヶ丘住宅、そちらの方までの、を連なった部分が3ヶ所ですね、それと関ヶ浜地区が1ヶ所、こちらの方は今岩国トンネルを工事しているそのあたりが対

象となっております。

瀬田地区については1ヶ所用地測量と工事の方が同じ場所に設定されております。

それと負担率についてですけれども、こちらの方は国が45%、県が45%、町が10%となっております。

議長 よろしいですか。はい。  
他に質疑はございませんか。  
嘉屋富公議員。

嘉屋議員 先程ですね、ごみの関係で人口減ということ聞きました。しかしながら今度は歳入の部分に入ります。12ページ、個人の徴収税が162万増えてます。この原因をちょっとお聞きします。

議長 坂本税務課長。

坂本税務課長 ただ今、嘉屋議員より個人住民税162万円増えた原因は、人口は減っているのにということでございます。

まず結論から申し上げますと、決算見込み、賦課をしてその数字が162万円となったということでございます。

でまあ内訳を見ますとですね、退職所得分、当初予算は100万円組んでおったところが、決算見込みが約166万円、それが大きな要因かと思われれます。

ただ補足なんですけど、これ当初予算ですね、約2億6,700万円に際してこの162万円はですね、率にして申し上げますと1%にも満たない0.5%です。そこら辺までのことなんでそれを申し添えときます。以上です。

議長 よろしいですか。  
他に質疑はございませんか。  
三分一淳議員。

三分一議員 はい、28ページのDX推進事業についてです。ちょっと比較的金額が大きいんですが、6年度当初予算では8,184万だったんですがそれが今回定額、1,246万定額補正されています。これこの場合にパフォーマンスの低下や機能の削減等には繋がらないと考えてよろしいでしょうか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 はい、ここの費目で、DX推進事業で役務費と委託料と使用料、それぞれ減額しておりますが、これらは当初予算では、まあ町に負担があるということで計上していたものが、実際は今の例えば通信運搬費ですとこれ新たにNTTの回線を利用してやりとりをするという予算を上げておりましたが、これ現状のやまぐち自治体クラウドの回線で、回線を使う事で費用が発生しなかった。

それからシステム標準化対応業務のところは使用の確定によりまして、歳出予算自体が減額となった。

ガバメントクラウドの方も国の方でこの費用を6年度においては国が持つということで、それぞれまあ決算に応じて減額をしております、業務に支障が出るようなことはございません。

議長 よろしいですね。はい。  
他に質疑はございませんか。  
三分一議員。

三分一議員 続いて質問します。6ページなんですけれども、地方債補正のことなんです、起債の目的が町営住宅整備事業の地方債補正の限度額が5,850万から4,390万の1,460万円減額されていますが、その理由をお伺いします。

議長 山下課長。

山下都市  
建設課長

すいません、町営住宅の方の事業債、こちらの1,460万の減額についてでございますけれども、こちらは以前ちょっと説明さしていただいたんですが、緑ヶ丘団地第1棟外構整備工事の残地につきましては売却の予定でございます。売却予定地の整備費用につきましては、起債事業の対象とならないということで今回減額しております。

議 長

はい。他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第9 議案第2号 令和6年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。

鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健  
福祉課長

議案第2号 令和6年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

本議案は、歳出の補正はなく、歳入予算を調整するもので、予算の総額7億502万9千円に変更はございません。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものです。

1ページの歳入についてご説明いたします。詳細は、7、8ページです。

款2 県支出金は、決算見込みにより、特別調整交付金68万8千円の減額や、県繰入金251万6千円の増額など、148万8千円増額するものです。

款4 繰入金は、国、県負担金等の決算見込みにより、他会計繰入金を22万7千円減額、今回補正額を調整いたしま

して、基金繰入金を126万1千円減額し、148万8千円減額するものです。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第10 議案第3号 令和6年度和木町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第11 議案第4号 令和6年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

以上、2議案についてこれを議題とします。  
議事進行上、一括して執行の説明を求めます。  
鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 議案第3号及び議案第4号を一括してご説明いたします。

議案第3号 令和6年度和木町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,171万8千円を減額し、予算の総額を5億4,160万8千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものです。

保険事業勘定の歳出2ページからご説明いたします。

款2 保険給付費は、決算見込みにより、高額医療合算介護サービス費を83万円増額するものです。

款3 地域支援事業費248万9千円の減額は、決算見込みにより、介護予防・生活支援サービス事業費を50万円、会計年度任用職員の退職により、包括的支援事業費等を198万9千円、それぞれ減額するものです。

款4 基金積立金は、今回の補正の歳入歳出を調整いたしまして、1,035万9千円を減額するものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款2 国庫支出金 款3 支払基金交付金 款4 県支出金は、それぞれ交付申請額によるもので、款2 国庫補助金は国庫補助金を246万9千円減額。款3 支払基金交付金は、710万6千円減額。款4 県支出金は、県負担金を412万5千円減額するものです。

款5 繰入金138万2千円の増額は、決算見込みにより、一般会計繰入金を44万1千円増額、基金繰入金は、今回の補正予算に伴う調整を行い94万1千円増額するものです。

款8 諸収入は、サービス事業の増加により、30万円を増額するものです。

続きまして、3ページ、サービス事業勘定の歳入からご説明いたします。

款1 サービス収入は、サービス計画の増加により、予防給付費収入を30万円増額し、このことに伴い、4ページ、歳出 款1 サービス事業費を30万円増額するものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 令和6年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ548万1千円を減額し、予算の総額を1億1,462万円

とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

それでは、2ページの歳出からご説明いたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより548万1千円を減額するものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、調定額の変動及び決算見込みに伴い274万6千円を減額するものです。

款2 繰入金は、決算見込みにより、一般会計繰入金を273万5千円減額するものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。  
議案第3号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第4号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第12 議案第5号 令和6年度和木町簡易水道事業

会計補正予算(第3号)

議長 日程第13 議案第6号 令和6年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第3号)

以上、2議案についてこれを議題とします。  
議事進行上一括して執行の説明を求めます。  
山下都市建設課長。

山下都市建設課長 議案第5号及び議案第6号を一括して、ご説明いたします。

まず、議案第5号、令和6年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案の1ページ目をご覧ください。

第2条におきまして、令和6年度和木町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入、第1款、事業収益につきまして、220万円を増額して、1億1,955万5千円とし、支出、第1款、事業費用を300万円増額して1億1,838万6千円とするものでございます。

続きまして補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。

概要の内訳といたしましては、まず支出からご説明いたします。

第1項、営業外費用、目1 岩国市和木地区水道料金の300万円の増額ですが、町で徴収いたしました水道料金を岩国水道局へ支払うものですが、当初予算計上時、物価高騰などによる節約行動を考慮し、予定額を低く見込んでいたが、ほぼ影響がありませんでしたので増額補正するものでございます。

続きまして収入についてご説明いたします。

第2項、営業外収益、目1 岩国市和木地区水道料金の220万円の増額ですが、先ほどの支出に対する料金収入でございます。

このほか、補正予算に関する説明書2ページ以降に、予定貸借対照表などを説明資料として添付しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

以上が、簡易水道事業会計補正予算の説明となります。

次に、議案第6号、令和6年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

議案の1ページ目をご覧ください。

第2条におきまして、令和6年度和木町下水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入、第1款、事業収益につきまして、第1項 営業収益を3,367万3千円増額し、1億2,275万5千円とします。第2項 営業外収益を同額3,367万3千円減額し、1億335万6千円とするもので、事業収益全体の額に変更はございません。

支出につきましては、第1款、事業費用を446万円減額して、2億2,181万9千円とするものでございます。

続きまして補正予算に関する説明書の1ページ目をご覧ください。

概要の内訳といたしましては、まず支出からご説明いたします。

第1項、営業費用、目5 管きよ費の100万円の減額は、下水道管調査業務の落札差額となります。目10 ポンプ場費の40万円の減額につきましては、ポンプ場等清掃業務の落札差額でございます。目15 総係費の300万円の減額につきましては、大竹下水処理場の汚泥搬出処理業務におきまして、搬出する汚泥量の減少に伴うものでございます。目90 その

他営業費用の361万1千円の増額につきましては、大竹市に支払います下水処理事務負担金の清算見込みによるものでございます。

第2項、営業外費用、目10 消費税及び地方消費税の367万1千円こちらの減額は、本年度より公営企業会計へ移行したことに伴いまして、消費税の中間納付の必要がなくなったため全額を減額しております。

続きまして収入についてご説明いたします。

第1項 営業収益 目10 雨水処理負担金に3,367万3千円を計上し、第2項 営業外収益 目15に他会計負担金と同額減額しておりますけれども、雨水処理負担金につきましては一般会計より負担金として企業会計への収益とするものでございますが、誤って営業外収益に計上しておりましたので、営業収益へ振り替えるものでございます。

続きまして、議案の1ページ及び2ページをご覧ください。

第3条におきまして、令和6年度和木町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入、第1款、資本的収入につきまして、5,950万円を減額して、2億124万7千円とし、支出、第1款、資本的支出を6,042万7千円減額して、2億5,107万1千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書の2ページ目をご覧ください。

概要の内訳といたしましては、まず支出からご説明いたします。

第1項、建設改良費、目5 管路建設改良費の132万円の減額ですが、実施工事の落札差額でございます。主な工事につきましては、和木中継ピットポンプ取替工事や瀬田2丁目4番地内下水道管布設工事などが上げられます。目10 ポンプ場建設改良費の145万の減額につきましても、実施工事の落札差額でございます。主な工事は、瀬田汚水ポンプ所非常用発電機更新工事となります。目15 その他建設改良費の5,765

万7千円の減額につきましては、大竹市下水建設負担金で、大竹市の建設事業が繰越となったためでございます。

続きまして収入についてご説明いたします。

第1項、企業債、目5 企業債の5,860万円の減額ですが、先ほどご説明いたしました、建設改良費の落札差額及び大竹市の繰越に伴うものでございます。

第5項、補助金、目5 国庫補助金の90万円の減額につきましては、瀬田汚水ポンプ所非常用発電機更新工事の落札差額に伴うもので、米空母艦載機部隊配備特別交付金を減額しております。

続きまして、議案の2ページ目をご覧ください。

第4条 企業債の補正についてでございますが、第3条でご説明した、企業債の減額に伴うものでございます。

このほか、補正予算に関する説明書3ページ以降に、予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

以上で、議案第5号 及び 議案第6号の説明を終わります。

議長 暫時休憩します。

休 憩 10時 23分

再 開 10時 38分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。  
議案第5号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第6号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 長 日程第14 議案第7号 和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第8号 和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第9号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

以上、3議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 議案第7号 和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

以上3つの議案につきましては、一括してご説明いたします。

まず、議案第7号「和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本議案は、令和6年5月31日に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布され、令和7年4月1日から施行されるにあたり、必要な改正を行うものであります。

本条例案の主な改正内容としては、「育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」を規定している第8条の2に第2項を追加し、「任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、時間外勤務を命ずることができるが、小学校就学前の子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、業務遂行が著しく困難である場合や、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除き、勤務をさせることができない。」ことを規定しております。

また、第16条の2を新設し、「仕事と介護との両立に資する制度又は措置を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置、これを「介護両立支援制度等措置」といいますが、この「介護両立支援制度等措置」を講ずること」を規定し、あわせて第16条の3も新設し「介護両立支援制度等措置」として、

職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

以上のことを実施することを規定したものです。

また、あわせて条例中の文言等を改正し、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第8号「和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本議案は、議案第7号と同じく、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が今年4月1日から施行されるにあたり、必要な改正を行うものでございまして、条例案では、参照条文のずれを解消するため、第19条の第3項の参照条文を改正しております。

この条例も令和7年4月1日からの施行としております。

最後に、議案第9号「和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本議案は、人事院及び山口県人事委員会の給与の改定に関する勧告等を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、職員の諸手当の額及び支給割合並びに給料表について、必要な改正を行うものです。

本条例案は3つの条と附則で構成されており、第1条で和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第2条で和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、第3条で和木町一般職の職員の給与に関する条例の改正附則の一部改正を定めています。

第1条の和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、第8条において、配偶者手当の額を規定しておりますが、配偶者に係る扶養手当、現在1人につき月額6,500円を廃止し、子に係る扶養手当の額を、現在の1人につき10,000円から13,000円に改正しております。

第9条の2では地域手当の支給割合を規定しておりますが、この手当の支給割合、ごめんなさいこの手当は現状では、和木町では地域手当の支給はございません。

第18条では管理職員特別勤務手当を規定しております。管理職員が臨時または緊急の業務等で、平日の深夜から翌朝まで勤務した場合に手当を支給しておりますが、その支給対象とな

る期間の範囲を改正しております。現在「午前零時から午前5時の勤務」に手当を支給しておりますが、これを改正後は「午後10時から翌日の午前5時の勤務」として改めております。

第21条では定年前再任用短時間勤務職員に対し住居手当の支給が可能となるように改正をしております。

また別表第1の給料表の改正も併せておこなっております。

これは、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の一環として行われるもので、具体的には給料表の3級から7級の初号近辺の号俸をカットし、各級の初号の額が引上げられており、主に若手・中堅者の昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善することとしております。

第2条和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、第7条において、これまで特定任期付職員業績手当について規定しておりましたが、これを廃止しております。

第3条の和木町一般職の職員の給与に関する条例では、給与条例の附則の改正を行い、附則第4条において暫定再任用職員に対して住居手当の支給が可能となるよう改正しております。

最後に本条例案の附則についてご説明いたします。

第1条において、施行期日を定め、本条例案は令和7年4月1日から施行することとしております。

第2条では改正後の給料表の号給の切り替えについて定めております。先ほどご説明したとおり、本則における給料表の改正では、改正後の給料表において3級から7級の初号近辺の号俸をカットし、各級の初号の額が引き上げられています。この場合、改正前の給料表の号給を、そのまま改正後の号給として当てはめることができないため、附則別表として号給の切替表を定め、それに従い号給を切り替えることとしております。

第3条では、こちらも先ほどご説明申し上げましたが、本則にて配偶者手当の額を改正しましたが、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置を定めております。

具体的には配偶者に関する手当が、現行6,500円、令和7

年度からは月額3,000円、令和8年度からは廃止。子どもに関する扶養手当は、月額1万円のところが7年度から11,500円、8年度からは月額13,000円こういうふう経過措置が定められております。

第4条では本条例案の施行に関し必要な経過措置は町長が定める旨を規定しております。

以上で、議案第7号から9号までの説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。  
議案第7号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 続きまして、議案第8号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第9号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。  
上田丈二議員。

上田議員 はい、第9号なんですけれども、配偶者手当を削減してお子さんのいる家庭にその分を回すという形の人事院勧告なんですけれども、いくら人事院勧告と言ってもですね、配偶者や扶養する親族がいる方にとっては減額となるという形だと思うんですけれども、これに対して和木町に労働組合あると思

うんですけれども、労働組合の方には話されて了承は得られたんでしょうか伺います。

議長 渡邊課長。

渡邊企画  
総務課長 はい、労働組合にはまあもちろん議案として出すときには話はしております。

議長 上田議員。

上田議員 話されて了承は得られたということで理解してよろしいですか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画  
総務課長 はい、了承は得られております。

上田丈二議員。

議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第17 議案第10号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第11号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

松井教育委員会事務局長。

松 井  
教育委員会  
事務局長

それでは、議案第10号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第11号につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

まず、議案第10号でございますが、本議案は令和6年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されましたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

なお、現時点本町に家庭的保育事業等の事業所は設置されておりませんが、事業所の新規申請があった場合必要となることから条例を整備するものでございます。

主な改正点でございますが、こども園等の特定教育保育施設との連携協力事項と事業所への栄養士の配置要件の2点でございます。

まず1点目の連携協力に関する改正でございますが、条例第6条におきまして、家庭的保育事業者等が保育所、特定教育保育施設と適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、特定教育保育施設以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とすること、及び、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要することができるよう改正するものでございます。

附則第3条において、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間について、法の施行日から起算して、15年を経過する日まで延長するものでございます。

次に、2点目として、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得しなくても、していなくても管理栄養士となることが可能となりましたことから、第16条第1項第2号において食事の

提供要件といたしまして栄養士の配置等を求めていたところ  
でございますが、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置等し  
た場合についても当該要件を満たすことができるものとする  
ものでございます。

その他、所要の改正を行います。

なお、この改正につきましては、令和7年4月1日から施行  
するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号 和木町特定教育・保育施設及び  
特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運  
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
ご説明をいたします。

本改正におきましても、議案第10号でご説明いたしまし  
た、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、  
国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子  
ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条  
例の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正をご説明いたします。

条例第42条におきまして、特定教育・保育施設と家庭的保  
育事業者等との連携協力事項のうち、連携施設の確保の要件緩  
和及び代替保育に係る連携施設の確保を不要とすることができ  
る事項についての改正を行うものでございます。

附則第4条におきまして、連携施設を確保しないことができ  
る経過措置の期間につきまして、法の施行日から起算して、1  
5年を経過する日まで延長するものでございます。

その他、所要の改正を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、令和7年4月1日から施行  
するものでございます。

以上、第10号、及び第11号の説明を終わります。

議 長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第10号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第11号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 長 日程第19 議案第12号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 議案第12号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い改正するもので、賦課限度額を引き上げるとともに、国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものが主なものとなります。

今回の改正の内容といたしまして、第10条の10の改正は、国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を、65万円から66万円に引き上げ、第10条の10の10の改正は、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。

第13条の2の改正ですが、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者の数に乗すべき金額を29

万5千円から30万5千円に、2割軽減の基準については、被保険者の数に乗すべき金額を54万5千円から56万円に引き上げるものです。

なお、この改正の施行日は、令和7年4月1日としております。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第20 議案第13号 和木町地域活動支援センターの指定管理者の指定同意について  
これを議題とします。  
執行の説明を求めます。  
鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 議案第13号 和木町地域活動支援センターの指定管理の指定同意について、ご説明いたします。

和木町地域活動支援センターにつきましては、令和4年4月から和木町社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っておりますが、本年3月末をもって、指定期間が満了となります。

本議案は、本年4月1日から令和9年3月31日まで、指定管理者として、社会福祉法人 和木町社会福祉協議会を指定することについて、和木町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

なお、現在、地域活動支援センター、クローバーでございま

すが、町内の方1名と町外の方1名の2名が利用されております。この内町内の利用者が、令和8年度中に70歳の定年を迎えることから、指定期間を令和9年3月31日までとし、令和8年度をもって地域活動支援センターの活動を終了するものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。

議長 議案第13号について質疑を許します。  
質疑はありませんか。  
灰岡裕美議員。

灰岡議員 まず最初に、先程今回の契約期間が通常3年であるんですが、2年になっている理由をお伺いいたしました。単刀直入にお聞きしますが、この契約期間が終了したらクローバーのパン作りが終了、閉鎖されるということでしょうか。

そしてクローバーはパン作りはしませんが、他の機関がこの工房を使用されるということになるのでしょうか。これからの考えをお聞きします。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 今回の予定といたしましては、9年3月ということで、クローバーの活動自体はもう終了いたします。

今後につきましては、これから社会福祉協議会とですね、協議を進めて行きたいとは考えております。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 今回の答弁で社会福祉協議会と協議を進めるということは、やはりこのパン工房を使うのは社会福祉協議会と限定されてるのでしょうか。それとも他の機関が使用したいということであれば開放されるのでしょうか。教えてください。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 今、社会福祉協議会と言いましたけれども、パンをもし作るんであればですね、社協に話をしてということかもしれませんけど、施設についてはですね、まだ全く白紙でございますので、今からどのようにするかというのは検討していきたいと思っております。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 今回、障害者の方がパン作りをされてるクローバーですけども、町内の障害者団体の方とお話をされたんでしょうか。今後の、まあ今後をどうしていくかも含めてですね、障害者団体の人もいろいろ考えがとおりではないかと思うんですが、そういう協議はされたんでしょうか、お伺いいたします。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 手をつなぐ育成会の会長さんとですね、それから親和会の会長さんに、お二人にですね、今回このような議案を提出いたしますよという話はさしていただいております。一応9年3月31日まで9年ですね3月31日までなろうかと思っておりますということは話をさしていただいております。

それからクローバーの管理者、従業員の方、指導員と指導員の方ともう1名の方につきましてもですね、そのような話はさしていただいております。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 すいません。質問が重なるんですが、お伝えをされたということなんですが、その時にいろいろな意見が出たと思うんですが、その中でも1つ2つ紹介していただければ幸いです。

- 議長 鳥枝課長。
- 鳥枝保健福祉課長 障害者団体の方から特にはですね、もうそれは仕方ないことということでですね、特に意見はございませんでした。  
クローバーの方につきましてはですね、やはり2年後すぐにですね、新しいところを探すというのも難しいので、徐々に、2年前にですね、今からでもですねちょっと新しい場所を探してもいいですかという話はございました。
- 議長 よろしいですか。
- 灰岡議員 最後の質問いいですか。
- 議長 灰岡議員どうぞ。
- 灰岡議員 度々すいません。最後の質問です。  
これまで私たち福祉委員は、町内の独居の高齢者の方の見守りや安否見守りということでクローバーのパンを持参してご自宅をお尋ねしてたんですが、それが無くなるということで、先日あった福祉委員の評議委員会でも一切今後の契約の事ではあるので致し方ないのかもしれませんが、一切話しはできませんでした。その見守りについての考えもまだ今全然2年後ということで考えておられないということではよろしいのでしょうか。
- 議長 鳥枝課長。
- 鳥枝保健福祉課長 これから検討していきたいと思ってます。当然今までパンを、パンとヤクルトですかね、配っておるんですけども、パンが無くなるということになる、クローバーのパンが無くなるということですけども、じゃあまたパンをするのかどうするのかというのはこれから検討していきたいとは考えてます。

議長 上田丈二議員。

上田議員 やはりクローバーですね、就労支援施設という形で町外に誇る施設だと感じております。週2回しかですね運営できなかったということもあってなかなか人も入れなかったということも聞いておりますけれども、やはりこの施設をですね、この形で終わらせるのはもったいないと思うんです。

その中で社会福祉協議会の中でも考えていただいて、民間施設を取り入れるとかいう形で継続をぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 現時点ですね。

議長 あっちょっと入れてください。

鳥枝保健福祉課長 すいません。現時点ですね、民間とかですね、社協が使うとか、そういったことは全く今何というか、考えてないというか、今後の検討になろうかと思えます。

議長 上岡議員。ああすいません上田議員。

上田議員 是非ですね、継続を考えていただいて、いただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

議長 質問じゃあないですね。

上田議員 はい。考えていただきたいと思いますが。

議長 いいです。いいです。質問じゃないんで。はい。他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 ここで暫時休憩いたします。  
11時20分から開始いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 11時 08分

再 開 11時 20分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長 日程第21 町長施政方針を議題とします。  
施政方針の説明を求めます。  
米本町長。

米本町長 それでは、令和7年度の当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに先立ち、私の施政方針と予算案の概要について、申し述べさせていただきます。

昨年12月に閣議決定された政府の「令和7年度予算編成の基本方針」によれば、『我が国の経済は、600兆円超の名目GDPと、33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現した。成長と分配の好循環は、動き始めている。最重要課題は、全ての世代の現在・将来の賃金・所得の増加であり、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にすることである。足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、この新たなステージへの移行を実現する

ことを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講じる。』としております。

このような状況の中、和木町の今年度は、町制施行50周年を迎えた前年度に比べると、落ち着きを取り戻した年であると感じておりますが、そういった中でも、和木小学校開校150周年を迎え、11月30日に開催した記念式典をはじめ、タイムカプセルの開封や夏期巡回ラジオ体操の開催など、各種の関連事業は大きな盛り上がりと反響がございました。特に、記念式典で披露されたオリジナルの応援歌「希望のバトン」は、在校生の子どもたちが考案した歌詞と卒業生であり大人気バンド「Official 髭男dism(オフィシャルヒゲダンディズム)」のサポートメンバーの善岡慧一さんの作曲で生み出されたもので、子どもたちの元気いっぱいの歌声は会場全体に大きな感動を与えました。

一方、石破総理就任後わずか8日での衆議院解散に伴う総選挙への対応や、国の経済対策による臨時交付金を活用した事業の実施など、国の動向に迅速かつ適切な対応を求められる中で、先に述べました小学校開校150周年記念関連事業をはじめ、こども家庭センター「すくすく」の開設や地域のプロジェクトマネージャーの就任、恵庭市との保育教諭の交換派遣事業など、新たな取組みにも着手をまいりました。

また、令和8年度が初年度となる和木町第6次総合計画の策定に向け、策定委員会を設置し、住民アンケートを実施いたしました。今後は、現計画の実施状況や課題を点検・検証するとともに、アンケート結果を踏まえながら新たな計画の策定を進めてまいります。

そのような中、本町の本年度、令和6年度の財政状況を申し上げますと、町税の総額につきましては、13億9,700万円程度になるものと見込んでおり、そのうち法人町民税は1億2,372万2千円で、令和5年度決算と比較すると、5,6

00万円の増額となる見込みでございます。

また、普通交付税及び臨時財政対策債の総額は、約9億6,600万円の決算見込みとなっており、令和4年度の法人町民税増収の反動で減収となった令和5年度と比較すると、2億5,800万円の増額となりました。

これらの増収を受け、令和6年度は約7,660万円を財政調整基金に積み立てる見込みとなりましたが、人件費の上昇や物価高に加え、公共施設やインフラの老朽化による改築や修繕が大きく財政を圧迫してきているため、今後も厳しい財政運営が予想されます。

それでは、令和7年度和木町当初予算案について、具体的に説明をまいります。

まず、令和7年度予算案の規模でございますが、一般会計は、44億9,971万7千円となっており、令和6年度当初予算と比較して、3億2,925万8千円、7.9%の増額となっております。

また、特別会計を含めた予算額では、58億3,461万3千円となっており、前年度当初予算と比較して、3億1,707万2千円、5.7%の増額となっております。令和6年度から公営企業に移行した、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の収益的収支における費用の合計額は、3億6,170万9千円、資本的収支における費用の合計額は2億6,069万円となっております。

それでは、歳出予算から、令和7年度が最後の年度となります和木町第5次総合計画の4つの重点施策に沿ってご説明をさせていただきます。

最初に、1つ目の重点施策「元気な子どもを育む子育て支援」ですが、未来の和木町を担う人材を町ぐるみで育成するため、妊産期から高校生までの支援を統一的に捉え、子育て支援を推進してまいります。

まず、令和6年6月に保健相談センターに開設した、こども

家庭センター「すくすく」では、すべての妊産婦、子育て世帯や子どもに対し、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援を行うほか、虐待や貧困、ヤングケアラーなどの相談にも対応できるよう、専門知識を要する支援員を配置する予算を引き続き計上し、安心して子育てをしていただける環境の整備を進めてまいります。

また、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯及び妊産婦への新たな支援策として、支援員が居宅に訪問し、不安や悩みへの相談や家事・育児等の支援を実施することで、家庭環境及び養育環境を整え、虐待等を未然に防ぐことを目的とした子育て世帯訪問支援事業を開始いたします。

妊娠期及び産後期のご家庭への継続事業としては、出産祝金として第1子及び第2子に3万円、第3子以降に5万円を町の独自事業として支給し、国の妊産婦支援給付金事業と並行して実施をしてまいります。

加えて、令和6年度から開始した、産後ケアに要する費用の助成及び妊産婦を対象としたタクシー利用料の助成は継続するとともに、新たに、遠方への妊婦健診や出産時の交通費等を助成する予算を盛り込んでおります。

健やか安心基金を活用した医療費助成制度については、令和7年度から対象者の範囲を拡充いたします。現在の対象者は、18歳までの高校生としておりますが、これに19歳から22歳までの町内在住の大学生や専門学生、予備校生などの学生を追加し、医療費の負担を心配することなく勉強や将来への準備に全力を注いでいただけるようサポートしたいと考えております。

なお、この制度の拡充は、令和7年10月1日からを予定しており、財源は米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用することとしております。

加えて、既存事業として実施しております、乳児健康診査及び妊婦健康診査における超音波検査、妊婦歯科検診の全額助成や、予防接種事業におけるおたふく風邪、インフルエンザの予防接種費用の助成につきましては、引き続き実施するための予

算を計上しております。

2つ目の「こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実」ですが、本町には、充実した保育、教育環境を誇るこども園、小学校、中学校が整備されており、同年代の全ての子ども達が、同じ学び舎で10年余りを共に過ごすことができます。この特長を生かし、園児、児童、生徒、教職員の交流事業などで連携を深め、一層の教育の充実を図ってまいります。

まず、保育現場のDX推進の一環として、今年度からこども園にて運用を開始いたしました保育業務支援システムについてご紹介をさせていただきます。このシステムでは、子どもの出席管理や成長記録の保存、日常の連絡事項などが保護者とスマートフォン等を通じて共有可能になることで、保育教諭の負担軽減と業務の効率化につながったほか、園内での子どもたちの日常の様子を配信したり、行事の様子を撮影した写真をシステム上で購入できるなど、保護者の方々からも好評を得ておるところでございます。

今後も、システム機能の活用範囲を拡充し、業務の効率化を図ることで、保育教諭が子どもたちと関わる時間に集中できるよう取組を進めるとともに、令和8年度から始まる誰でも通園制度への準備も進めてまいります。

小中学校におけるDX推進としては、1人1台のタブレット端末配備や、ICT推進員の配置など、本町は全国的にみても早い段階から取組を進めてまいりました。引き続き、ICT技術を活用して創造性を育む効果的な学びを提供できるよう研究してまいりたいと考えております。

次に、国際交流事業についてですが、これまでに行ってまいりました、中学生・高校生の海外派遣、イングリッシュキャンプへの参加費の助成を行うとともに、こども園の国際交流支援員及び小中学校へのALTの配置についての予算も引き続き計上をしております。

こども園や小中学校でのこうした事業を通して、国際的に活躍できる人材の育成を進めてまいります。

英検、漢検などの各種検定料の全額助成につきましては継続し、小中学生・高校生のみならず、全ての町民の皆様を対象としておりますので、積極的なご活用をお願いをいたしたいと思っております。

次に、3つ目の「町民の元気を保つ、健康づくりの支援」でござります。

まず、令和7年度からの新たな取組をご紹介します。高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的に、20歳～70歳の節目年齢の方を対象として、町内の歯科医院で自己負担なく歯周疾患検診が受診できる取組を開始いたします。

既存事業として、町民の皆さまの健康づくりを応援する健康マイレージ事業や自己負担の無いがん検診、そして、がん治療による外見の変化をサポートする、がん患者医療用補正具購入費助成制度では、引き続き予算を計上しております。

一方、令和6年度に米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用して開始いたしました、带状疱疹ワクチンの予防接種費用の一部助成につきましては、令和7年度から65歳以上の節目年齢の方を対象に、定期接種となりましたので、町独自の助成制度は廃止をいたします。

介護保険特別会計事業として実施している「生活支援体制整備事業」では、住み慣れた地域でいつまでもイキイキと暮らすため、特に高齢者の方の社会参加や生活支援の充実に力を入れております。買い物・ゴミ出しなどの日常生活でのちょっとした困りごとを、ご近所さん同士で助け合える地域づくりを目指しており、支えあいマップ作りやワークショップの開催を通じて、地域の課題を明確にして、住民主体で取組を進めています。

来年度は、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの連携を強化して、この取組を更に推進するとともに、新たに2団体が参加をしていただく予定となっております。

最後4つ目の「防災・防犯体制の充実」では、ソフト、ハー

ド面、両面から、災害に強いまちを目指してまいります。

まずは、個別避難計画に基づく避難訓練についてですが、令和7年度の対象地区は、沖灰場地区及び新地地区を予定しており、洪水を想定した「高齢者等避難」の発令から、コミュニティセンターに避難することで、同計画に基づく避難支援や連携要領について相互認識を図り、その実効性を確認する訓練となります。加えて、非常食についての防災講話の開催により、住民の非常食に関する意識の浸透を計画をしております。

次に、新たな2つのソフト事業について、ご説明させていただきます。1つ目は、災害時における要支援者へのタクシー避難支援事業です。これは、避難所から遠隔地にある地域からの避難、遠隔地からの避難支援要請に対して、町が必要と判断して、タクシー会社に避難支援を要請するもので、避難支援要請の多発時に、その対応をタクシー会社に依頼することで、現行の避難支援体制における関係者の負担軽減により安全を確保する効果が期待をできます。

2つ目は、家具転倒防止等補助金の創設です。地震発生時の家具の転倒、窓ガラスの飛散等による被害の発生を防ぎ、住宅の安全性の向上を図るため、住宅への家具の転倒防止器具及びガラスの飛散防止フィルムの購入、感震ブレーカーの設置に要する費用に対し、1世帯1万円を限度にその費用の2分の1を助成する制度となります。

続きまして、ハード事業として、消防団員に高視認性の雨合羽を整備する予算を計上しております。個別避難計画による避難が令和6年度から本格的に運用開始されたことに伴い、消防団員による要支援者の避難支援も想定されております。高齢者等避難が発令される前の雨の中での避難支援に、消防団員が安全に活動でき、できることにより避難者の円滑な避難につながると考えております。

その他のハード事業としては、全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機の整備や、岩国地区消防組合東出張所が整備する泡原液搬送車及び消防ポンプ自動車の購入経費の和木町負担分について予算を計上しております。

また、防犯対策に関する施策につきましては、近年の広域窃盗事件の多発等に対する町民の皆さんの不安や防犯意識の高まりを受け、平成28年から継続しております家庭用防犯カメラの設置費に対する補助金の予算をさらに増額し、より多くの方に活用していただくことで、不安解消や犯罪の抑止効果へとつなげてまいりたいと考えております。

以上、和木町第5次総合計画の4つの重点施策に従ってご説明させていただきましたが、この総合計画は令和7年度までの計画となっており、現在策定中の「第6次総合計画」では、令和8年度から10年間の和木町の将来ビジョンをお示しして、行政と町民の皆さんが一体となって、「ふるさと和木町」をより良いものに作り上げていきたいと考えております。

それでは、その他の事業についてご説明をさせていただきます。まず、環境イノベーション推進事業についてですが、この事業は、町内企業が開発中の「環境に配慮したアイデア製品」の実証実験に協力し、地域課題の解決を目指すもので、大きく2つの事業に分かれます。

1つは、水質を浄化する効果のある物質(エネマリン)を活用した水質の環境改善事業です。具体的には、和木5丁目水路の悪臭対策や小瀬川のアサリ漁場の再生を目指すもので、令和7年度は、エネマリンを各現場に設置し、臭気や水質の分析、効果を検証する実証実験を実施します。和木5丁目地区の長年の臭気問題の解決や、アサリの豊漁につながることを期待しております。

2つ目の事業は、土壌発電に関する事業です。植物が持つ土壌から得られる、失礼いたしました、植物が育つ土壌から得られる電力を利用したボタニカルライトのモニュメントを、町内に設置する試みや、小学校向けの講演会、展示イベントを企画する予定としております。

ボタニカルライトは、小学校や役場庁舎1階、コミュニティセンター1階にも設置してあります。現物をご覧ください

で、多くの皆さまにこの未来のエネルギーを認知していただき、新たな利活用のアイデアを募集したいと考えておりますので、ご協力をお願いを申し上げます。

なお、いずれの事業におきましても、ENEOS株式会社麻里布製油所が生産したニードルコークスという物質が主要な役割を担っており、漁協や和木学園を巻き込んだ産官学が連携した先進的な取組として、山口県産業技術センターから事業採択を受けて実施するものとなります。

次に、桜の植樹についてご説明をさせていただきます。令和5年度に蜂ヶ峯に登る町道のシンボルであった桜並木が失われたことは、多くの皆さまに非常に残念な思いを抱かせることとなりました。桜の木の老朽化に伴い、枝の落下など危険な状態となっており、町といたしましてもこの問題を解決するため苦渋の決断であったことをご理解いただきたいと思います。

町内には、現在も老朽化によって危険な状態の桜の木がございます。町内から更に桜の美しい姿が失われるのは非常に心苦しいことです。

そこで、皆さまに再び美しい桜を鑑賞していただけるよう、新たに桜の苗木を植樹する経費を来年度予算に盛り込んでおります。少し先の未来にはなりますが、春の訪れとともに現れる満開の桜が、観る人々に感動を与え、心を癒すことを願っております。

なお、この桜の植樹の財源につきましては、今年度に和木町商工会女性部様及び明治安田生命相互会社徳山支社様から頂いた寄附金の一部を活用させていただきます。

その他、多額の予算を伴う事業としては、国の標準化システムへの移行に伴う経費や電算機器のシステムの入替えに係る経費、地理情報システムのクラウド化など、DX推進に関わる所要の経費や、坂根団地改修工事、旧保育所解体工事といった地方債を活用しての事業も計上しております。

米空母艦載機部隊配備特別交付金につきましては、コミュニティセンター及び文化会館の空調設備の改修や斎場施設の改修に活用することとしており、石油貯蔵施設立地対策等補助金

については、引き続き町民庭球場のオムニコート化などの全面改修に向けた基金への積立を行うとともに、町道大和橋通り線など2路線の道路改良工事に活用することとしております。

最後に、公債費につきましては、4億7,374万9千円で、令和6年度と比較して224万2千円、0.5%の減額となっており、令和7年度末の一般会計における地方債残高は、40億7,931万9千円となる見込みでございます。

以上、歳出についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算の内容につきましてご説明させていただきます。

まず、町税の個人町民税ですが、3億114万1千円で令和6年度と比較して、3,239万3千円、12.1%の増額となっております。これは、令和6年度の税制改正に伴う定額減税の影響がなくなったこと、及び個人所得の上昇に伴う影響を加味した見込みとなっております。

一方、法人町民税につきましては、5,003万9千円で、令和6年度の当初予算と比べ75万1千円、1.5%の減額を見込んでおります。

次に、固定資産税ですが、9億9,245万円で2,259万円で、2.3%の増額となりますが、これは、町内主要企業の償却資産税が主な増因となります。軽自動車税、たばこ税を含めた町税全体では13億8,792万9千円で、5,766万9千円、4.3%の増額となる見込みでございます。

その他交付金につきましては、地方譲与税、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金の3項目は減額に、地方消費税交付金など6項目は増額となるものの、合計で、301万5千円の減額になると見込んでおります。

地方交付税につきましては、8億4,000万円、令和6年度と比較して、7,000万円、7.7%の減額の見込みとしております。これにつきましては、令和6年度の法人町民税が例年に比べ増収となる見込みであり、令和7年度の普通交付税の基準財政収入額に影響を与えることが主な要因となっております。

ります。

国庫支出金につきましては、6億8,987万5千円、対前年度1億3,076万4千円、23.4%の増額としております。一方、県支出金につきましては、2億4,351万6千円、対前年度5,006万1千円、25.9%の増額見込みとなっております。

寄附金につきましては、500万1千円の前年同額としており、令和5年10月のふるさと納税のルール改正に伴い、厳しい状況が続いております。

繰入金の内、減債基金から1,687万2千円を繰り入れることとしておりますが、これは、臨時財政対策債の償還金の財源とするため、令和5年度及び令和6年度の普通交付税を原資に減債基金に積み立てたものを、繰り入れることとしております。

また、令和4年度に新設いたしました「公共施設総合管理基金」からは、1,136万7千円の繰入れを予定しており、役場庁舎や教育施設などの各種公共施設の維持修繕に活用することとしております。

来年度の財政調整基金の取り崩しは、4億5,356万3千円を計上しており、令和6年度から1億4,866万4千円の増額となっております。この取崩し額は、過去の予算ベースで、平成30年度、令和5年度に続き3番目に大きな取崩し額であり、非常に厳しい予算編成となっております。

なお、令和7年度末の財政調整基金の残高は、約10億4,800万円となる見込みでございます。

最後に、町の借金となります町債の予算総額は1億630万円で、令和6年度と比較して460万円の減額としております。

結びにあたり、近年の人件費の上昇や物価高に加え、本町では児童福祉をはじめ、高齢者、障害者福祉等の社会保障関係費が年々急速に増加しております。また、時代の変化に伴い多様化・複雑化する行政需要への対応や、それらに効率的に対応す

るためのDX推進事業の増大など、非常に厳しい予算編成を強いられております。加えて、来年度は、大阪万博や山口県デザインレーションキャンペーンへの協力、国の標準化システムへの移行、国勢調査の実施、3つの選挙実施など、町主導でない事業も多く、町職員への負担も大きな年度になると見込んでおります。

今後、単独町制を維持し、「緑の風薫る文化のまち和木町」の将来像に向かって歴史を積み重ねて行くためには、更なる財政の健全化と効率的な財政運営が必要となります。未来の世代へ「希望のバトン」を引き継いでいくためにも、議会をはじめ、町民の皆様方と一丸となって、町政に取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和7年度施政方針、並びに予算案の概要につきまして、申し上げました。本定例会に提出いたしました令和7年度予算案並びに諸議案について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。私の施政方針及び新年度予算案の概要説明とさせていただきます。

議長 続きます。日程第22 教育行政施政方針を議題とします。

施政方針の説明を求めます。

重岡教育長。

重岡教育長 議会の初日に当たり、令和7年度の教育行政の主な概要についてご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

議員の皆様がご承知のとおり、「第3次和木町教育振興基本計画」は、来年度が5か年計画の5年目という最終年度を迎えます。

和木町教育の全体構想は、引き続き「町ぐるみ『和木学園』」とし、教育目標も「ふるさと和木に誇りと愛着を持ち、和木の将来を担う人づくり」を掲げております。

これまでの4年間、様々な教育施策をできるだけ総合的・横断的に捉えて諸事業に取組み、年度ごとに事業計画のそれぞれの進捗状況を見極めながら、教育行政を進めてまいりました。しかしながら、「第3次和木町教育振興基本計画」のスタート直後は、新型コロナウイルス感染症が流行しており、その後数年間はその影響を受け、教育活動も縮小せざるを得ない状況であったことは否めません。

令和5年5月に、感染症分類が2類から5類に移行し、各種の制限も緩和されましたので、町制施行50周年や和木小学校開校150周年などに関わる行事やイベントを跳躍板にして、和木町教育振興基本計画に掲げていた諸事業を実施してまいりました。

さて、今日、人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化の進展等により、将来の予測が困難な時代となっており、学校・社会が抱える複雑化・困難化した課題の解決や、人生100年時代における共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が求められております。

国や県の教育振興基本計画にも、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針が掲げられました。

本町においても、「持続可能な社会の創り手の育成」と「ウェルビーイングの向上」は、教育方針の二本柱として教育行政に取り組んでいるところでございます。

こうした中、昨年6月末には、文部科学大臣から中央教育審議会に「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」の諮問が公表されました。

国の教育振興基本計画に掲げられた総括的な基本方針の実現に向け、「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められております。

そこには、5つの事柄として、

1点目は、地域と学校の連携・協働の更なる推進方策

2点目は、コミュニティセンターや分館、図書館、美術館等における社会教育活動の推進方策

3点目は、青少年体験活動の推進方策

4点目は、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

5点目は、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

が示されております。

中央教育審議会の答申が待たれるところではありますが、これら5つの推進方策や振興方策は、本町の「町ぐるみ『和木学園』」構想における教育活動とも大きく重なっております。

「みんなが生徒 みんなが先生」をスローガンに、生涯学習に目を向けた取組みは注目されており、先月16日に、「はつらつ山口っ子」というテレビ放送で、和木町の子どもと大人の学び合いの様子が紹介されました。本町においては、地域と学校の連携・協働や多様な主体が担う活動との連携・振興などの推進方策に先進的に取り組んでいることがうかがえると思います。

ご覧になった方もおありと思いますが、今月16日にも10時55分から再放送がされるようでございます。

来年度は、今述べた5つの推進方策や振興方策を中心にして「第3次和木町教育振興基本計画」の達成状況を確認・検証しながら、次期教育振興基本計画の策定にもつながるように進めてまいりたいと考えております。

それでは、主要な施策・事業等についてご説明したいと思い

ます。

まず、こども園・小中学校の保育・教育等に関わる内容をお話しいたします。

「地域とともにある園・学校づくり」や「園・学校を核とした地域づくり」には、園や学校はもちろんのこと、家庭、地域、教育委員会の4者が同じベクトルで協働しなければ効果的な教育活動にはなり得ません。園や学校・家庭・地域・教育委員会の4つのタイヤが連動するという四輪駆動車となって、さまざまな教育活動を展開したいと考えております。

3点に絞ってお話しいたします。

1つ目は、山口県教育委員会から小中高連携英語教育推進事業の指定を受け、校種間のつながりを意識した英語教育の充実を図ることを目的とした研究に取り組みます。中学校を中心に、和木町の全教職員で取り組みたいと考えております。

こども園においても英語活動に取り組んでおりますので、研究指定に直接関わることがなくても、園小中一貫教育となるような研修を進めてまいります。

この研究指定をチャンスと捉え、これまでの語学研修や英語関係の検定の受検につきましても、さらに推進させたいと考えております。

国際化・グローバル化する社会を生きていく子どもたちには、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることが求められております。子どもたちが英語に触れ、積極的にコミュニケーションを図ることができる機会として、ニュージーランドへの海外語学研修や国内で開催されるイングリッシュキャンプを企画してまいります。

また、英語関係の検定だけでなく、漢字検定や数学検定につきましても、検定料の全額助成を行いますので、目標を持って取り組み、学力向上にもつながることを期待しております。

さらには、子どもたちと一緒に、たくさんの大人もチャレンジしていただきたいと願っております。

2つ目は、特別支援教育の推進と、いじめの防止、不登校対応の充実です。

特別支援教育の推進につきましては、年々、特別支援学級に在籍する児童・生徒が増加しており、関係機関や関係部署と連携を図りながら、支援の充実に努めているところでございます。

早期からの対応も求められることもあり、こども園においても、個に応じた適切な援助や支援の充実に努めてまいります。いじめの防止や不登校の対応については、今年の議会においても一般質問等をいただきました。不登校については、依然として増加傾向にあります。

これまで以上に、いじめや不登校の未然防止・対応に力を入れてまいります。学校だけの取組には限界がありますので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や関係機関と連携し、更なる支援の充実に努めてまいります。

3つ目は、園・学校の行事や諸活動の在り方についてです。

これまで、園や学校の行事等については、実施時期や実施時間数等を見直してまいりました。

しかしながら、今日、子どもの成育をめぐる問題の背景の1つとして、自然体験、生活体験などの様々な体験の不足があると指摘されており、自然に触れる体験や人間関係を築く体験、職業体験、宿泊を伴う体験、ボランティア体験等の行事については、年間計画の中に意図的な位置づけをしております。

また、中学校の部活動におきましては、地域で子どもたちを育てるという意識の下、生徒の望ましい成長を支援できる体制づくりや環境整備に、引き続き取り組んでまいります。

以上、園小中の保育・教育に関わる内容を3つばかりお話しいたしました。その他、人権教育や健康安全教育等につきましても、どれも生涯学習社会構築の基盤となる必要不可欠な内容です。

引き続き、きめ細やかな取組が行えるよう充実と推進を図ります。

次に、姉妹都市恵庭市との教育親善使節団の交流についてです。

来年度は、恵庭市の教育親善使節団を迎え入れることになっております。和木町と恵庭市の児童生徒が体験的に研修交流できる内容を企画してまいりたいと考えております。

最後に、教育関連施設等の工事についてです。

学校給食センターの整備計画につきましては、これまでの議会においても基本構想に基づく進捗状況等をご説明し、準備を進めているところでございます。今後は、基本計画等についてのご説明ができると考えております。来年度においても引き続き、現施設や設備の点検を行いながら、安全・安心な学校給食を安定的に提供できるよう努めてまいります。

また、老朽化に伴う旧保育所の解体工事やその他の教育関連施設や設備の工事・改修の予定もしておりますが、安心・安全、快適で、末永く活用していただけるような施設・設備となるよう整備してまいります。工事期間中は、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、令和7年度の教育行政の考え方や主要な施策・事業等について述べさせていただきました。

一人ひとりが豊かな人生を送るためには、経済的な豊かさのみならず、幸福感や生きがいを含めた「ウェルビーイング」の視点を持ちながら、「いつでも、どこでも」、「その人らしく」学び続ける社会の形成を推進していかなければなりません。

幸福度が高いと言われている和木町が、こうした社会を本当に実現していくためには、一人ひとりが自分の身近なことから他者のことや社会の様々な問題に至るまで関心を寄せ、社会を構成する当事者として、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができるようになることが大切であると考えます。

全ての町民が生涯にわたって学び続けることのできる「町ぐ

るみ和木学園」という本町の教育行政を目ざし、和木町教育が持続可能な発展をしていくよう町長部局や関係機関等と連携して進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方、並びに町民の皆様方には、「緑の風薫る文化のまち和木町」の実現に向け、今後とも教育行政へのご理解・ご協力をお願い申し上げまして、令和7年度の教育行政施政方針といたします。

貴重な時間、ありがとうございました。

議

長

日程第23 議案第14号 令和7年度和木町一般会計予算

日程第24 議案第15号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計予算

日程第25 議案第16号 令和7年度和木町介護保険特別会計予算

日程第26 議案第17号 令和7年度和木町後期高齢者医療特別会計予算

日程第27 議案第18号 令和7年度和木町簡易水道事業会計予算

日程第28 議案第19号 令和7年度和木町公共下水道業会計予算

以上6議案を町長施政方針及び教育行政施政方針を議案説明にかえ、議事進行上、一括して議題とします。

直ちに質疑に入ります。

町長施政方針及び教育行政施政方針並びに議案第14号から議案第19号までの6議案について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

議長 おはかりします。

議案第14号から議案第19号までの6議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、議案第14号から議案第19号までの6議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

議長 ここで暫時休憩をいたします。

協議したいことがありますので、全員協議会室にお集まりください。

休憩 12時 13分

再開 12時 15分

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長 休憩中に行われました委員会において、委員長に上田丈二議員、副委員長に嘉屋富公議員が選任されましたのでご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までにその結果を議長に報告していただきますようお願いいたします

議長 日程第29 議案第20号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について  
これを議題とします。執行の説明を求めます。  
渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 議案第20号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてのご説明をいたします。

本議案は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約を変更することに関して、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもございます。

今回山口県市町総合事務組合の規約を変更する理由は4つでございます。

1つ目は、田布施平生水道企業団の解散に伴い令和7年3月31日限り山口県市町総合事務組合から田布施・平生水道企業団を脱退させるため。

2つ目は 令和7年4月1日より、山口県市町総合事務組合

の非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に、下関市を加えるため。

3つ目は 令和7年4月1日より、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務を共同処理する団体に、柳井地域広域水道企業団を加えるため。

4つ目は 令和7年4月1日より、山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に、山口市を加えるため。

これら以上でございます。

なお、この規約の変更は、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第20号の説明を終わります。

議 長 本案に対する、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

議 長 (「なし」の声あり。)

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第30 発議第1号 和木町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例  
これを議題とします。  
提出者の説明を求めます。  
津島宏保議員。

津島議員 発議第1号、和木町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

令和6年6月7日に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が公布されました。

これに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、引用する条に繰下げが生じること等、所要の整備を行うため、本条例を提出するものであります。

本条例の施行期日は、令和7年4月1日としております。

なお、発議第1号の賛成者として、森協議員、小林議員、灰岡議員、中村議員、上田議員、嘉屋議員、明本議員、三分一議員の賛成を得て提出しております。

以上、発議第1号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議長 発議第1号 和木町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議

長

異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 12時 21分

